

## 仕 様 書

この仕様書は、耳鼻科用ユニット（手術用顕微鏡付）（以下「機器」という。）の購入及び納品について適用する。

### 1 品名及び数量

耳鼻科用ユニット（手術用顕微鏡付） 1式

### 2 メーカー名・形式等

下記の（１）、（２）のいずれかとする。

（１）SNユニット ニューピアレス 2 Sタイプ（手術用双眼顕微鏡付） 一式

<構成内訳>

品 名	規格名	メーカー名	数 量
SNユニット ニューピアレス 2 Sタイプ	ニューピアレス 2-S	永島医科器械	1式
手術用双眼顕微鏡（支柱取付タイプ）	SN-PN1		1式
光源装置 ハロゲン（顕微鏡取付タイプ）	SL-8		1式

（２）ENTユニット ステラ FU-STE 片側（手術顕微鏡付） 一式

<構成内訳>

品 名	規格名	メーカー名	数 量
ENTユニット ステラ FU-STE 片側	型式 NS	第一医科	1式
PICOポール			1式
手術顕微鏡 OPMI pico ハロゲン	S100 ユニット用	カールツァイス	1式

### 3 納入場所

広島市中区舟入幸町14番11号 広島市立舟入市民病院 1階 耳鼻いんこう科

### 4 納入期限

平成29年12月22日（金）

### 5 一般条項

（１） 納入機器は新品とする。

（２） 受注者は契約締結後、搬入日時及び搬入経路等について、速やかに当院看護科職員と協議し、その結果を当院事務室職員に連絡すること。

（３） 受注者は、納入を予定している機器の調整を、受注者の費用負担により、適切に実施すること。

- (4) 受注者は、搬入当日に納入作業に入る際、事前に当院事務室職員へ作業を開始する旨の連絡をすること。作業を終了する場合も同様とする。
- (5) 受注者は、納入機器の搬入・設置にあたって、当院の施設に損傷を与えないよう配慮すること。  
なお、損傷等を与えた場合は、直ちに当院事務室職員へ報告し、受注者の費用負担により速やかに原状回復を行うこと。
- (6) 受注者は、納入機器の搬入・設置にあたって、当院看護科職員の指示した経路により搬入し、指示した場所に設置するものとする。  
なお、必要となる措置は、受注者の費用負担により責任をもって適切に実施すること。
- (7) 受注者は、納入機器の購入契約に伴い廃棄することとなる現行の機器について、当院事務室職員の指示に従って、院内指定保管場所に移動させること。

## 6 検収

受注者は、当院看護科職員の指示に従って本契約に係る納入機器の搬入・組立・設置を行い、正常に動作することを確認したうえで収受するものとする。

なお、検査の結果、不合格となった場合の取り換え等に要する費用は、全額を受注者の負担とする。

## 7 操作説明

受注者は、当該機器設置後に、受注者の費用負担による操作方法の説明を、当院職員に行うこと。

## 8 保守及び保証事項

- (1) 受注者は、納入機器に発生した故障及び事故に対して、当院事務室職員からの依頼により迅速・適切に対応すること。
- (2) 受注者は、納入機器の納入後1年間に発生した故障及び事故に関して（不可抗力又は取扱い上の故意又は過失による場合を除く）、当院事務室職員の指示するところにより直ちに無償で新品に取り替え又は修理すること。

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、当院事務室職員及び受注者が協議のうえ決定するものとする。